

出資団体の経営改善策等に関する意見書

平成18年12月

茨城県出資団体等経営改善専門委員会

茨城県出資団体等経営改善専門委員会委員名簿

委員長 川又 諭（株式会社日立ライフ 取締役社長）

副委員長 坂本 和重（公認会計士）

岡部 登志子（有限会社きらら館 代表取締役）

木内 敏之（木内酒造合資会社 取締役）

三上 靖彦（株式会社ミカミ 代表取締役）

兪 和（茨城大学人文学部 教授）

渡辺 満枝（株式会社EMMY 代表取締役）

（順不同）

目 次

はじめに	1
財団法人茨城県開発公社	2
現状と課題	
法人のあり方等	
早期に取り組むべき事項	
社団法人茨城県公害防止協会	11
現状と課題	
公益法人制度改革への取り組むべき事項	
法人の自立化への対応	
おわりに	15
[参考資料]	16
委員会の開催経過	
対象出資団体の概要	

はじめに

県では、先般県議会から提言された「県出資団体等調査特別委員会」調査結果などを踏まえ、出資団体改革の今後の対応として、改革工程表による改革の断行や、計画・実施状況の県民への公表、県及び団体役員の責任体制の明確化など、問題を先送りしない徹底した改革を強力に進めていくこととした。

一方、減損会計の導入に伴い、極めて厳しい経営状況に陥った茨城県住宅供給公社や茨城県土地開発公社に対して、債務超過解消及び経営健全化のための財政支援の実施を決定するなど、抜本的な対応策をとったところである。

こうした中、平成18年度において当委員会が審議の対象とするのは、財団法人茨城県開発公社及び社団法人茨城県公害防止協会の2法人である。

開発公社については、債務超過には至らなかったものの、毎期多額の経常損失を計上し、極めて厳しい経営状況が続いていること、また、公害防止協会は、社会経済情勢が変化する中、公益法人として組織・事業を見直す必要があることなどを理由に対象団体に選定され、経営改善や組織・事業のあり方などについて、県から当委員会に対して意見を求められたものである。

当委員会では、開発公社に対し、平成15年度に一度提言しているが、必ずしも経営改善が進展していないことや提言後も財務内容の悪化が継続していることに加え、今回県議会においても精査6団体の1つとして集中的に審議された団体であることから、過去の検証を踏まえながら、これまで明らかにされた課題に対し抜本的な改善が図られるよう、改めて県民の視点から厳しく検討することとした。

また、公害防止協会については、その営む事業の公益性の有無に着目し、公益法人の共通課題である公益法人制度改革に向けて取り組むべき事項や、自立化へ向けての具体的な対応についても検討することとした。

そして、当該団体や県所管課からのヒアリングを含め計4回に渡る委員会での審議及び委員個々の検討結果を踏まえ、次のとおり意見を申し述べることとする。

この意見書を踏まえ、地域・産業の振興や県民福祉の向上、環境の保全などが一層図られるよう、2法人に対する県の強力な指導・監督等を期待する。

平成18年12月26日

茨城県出資団体等経営改善専門委員会
委員長 川又 諭

財団法人茨城県開発公社

現状と課題

〔公社の概要〕

財団法人茨城県開発公社（以下「開発公社」という。）は、工業基盤等の整備による地域振興を目的として昭和35年に設立され、その後、県民福祉の向上に係る施設の管理運営事業を加え、現在では工業団地の開発整備などを中心とする土地開発事業や、国民宿舎「鶉の岬」、「いこいの村涸沼」、「砂沼サンビーチ」、「ワープステーション江戸」といった施設の管理運営を行う福祉施設事業を主な柱として行っている。

現在、開発公社が行っている事業は、以下のとおりである。

〔開発公社の事業内容〕

事業名	開始年度	事業の内容
土地開発事業	昭和35	工業団地用地の取得，造成，分譲等 ・プロパー事業：約301ヘクタール保有（H17年度末） ・県委託公共事業：約531ヘクタール保有（同上）
国民宿舎事業	昭和46	県立国民宿舎「鶉の岬」の管理運営（指定管理業務等） ・指定管理業務：利用の承認，維持保全等 ・自主事業：食堂，売店の運営等
いこいの村事業	昭和52	いこいの村涸沼の管理運営（施設所有）
砂沼サンビーチ事業	昭和54	大型レジャープールの管理運営（施設所有）
ワープステーション江戸事業	平成14	歴史公園施設の管理運営（施設所有）
日立市鶉来来の湯十王事業	平成13	日帰り温泉施設の管理運営（指定管理業務）
県からの受託事業	右欄参照	伊師浜国民休養地（S52），砂沼広域公園の維持管理等（S54），フィルムコミッション推進事業（H15）
ビル管理事業	右欄参照	公社ビル（H11），大町ビル（S46），つくば国際貨物ターミナルビル（インランド・デポ）の賃貸（H9）
駐車場・会議室事業	右欄参照	駅南駐車場（H4），会議室の賃貸（H11）
常陸太田合同庁舎事業	平成13	庁舎の譲渡による割賦代金の受け入れ

開発公社の財務内容をみると、工業団地の分譲や福祉施設利用者の低迷等から、平成6年度から毎年度多額の当期損失を計上している。

なお、平成17年度決算において減損会計を導入し、保有資産の再評価を行った結果、公社ビルなど固定資産で約65億円、工業団地で約25億円の総額約90億円の評価損な

どが発生し、約9億5,100万円の当期損失を計上したが、約159億円あった内部留保金を取り崩すことにより、結果として債務超過には至らなかった。

また、平成17年度末で約1,455億円（プロパー事業約387億円、県委託公共事業約1,068億円）の長期借入残高を有しており、プロパー事業借入分の金利負担が年平均約5億円に上るなど、厳しい経営状況が続いている。

〔開発公社の決算状況（直近5年間）〕 （単位：百万円）

年度	13	14	15	16	17
当期損益	△472	△474	△839	△446	△9,651

開発公社の組織は、茨城県土地開発公社（以下「土地公社」という。）と管理・業務部門の統合を進めた結果、現在、常勤役員や総務課、経理課などが土地公社と併任され、2部1局7課1室体制となっている。また、平成18年7月現在の常勤役職員数は、役員3人、公社採用職員118人、県派遣職員4人、県OB職員2人、その他1人の合計128人である。

〔公社の課題等〕

（前回提言に対する取り組み状況）

開発公社に対しては、平成15年度の当委員会において、事業ごとの課題を整理し、経営改善に向けた提言をしたところであるが、その後の県としての対応方針に基づいた取り組み状況について、今回改めて検証することとした。

土地開発事業においては、集中取組期間を設定した企業誘致への重点的な取り組みや、団地別収支の把握、経費の節減などを求めたところ、平成15年度から17年度までの集中取組期間中に、分譲目標面積約40ヘクタールに対して、オーダーメイド方式による「つくば明野北部工業団地（引渡し予定の平成19年度に決算処理される）」の24.6ヘクタールを含め、34.3ヘクタールの分譲契約（約86%）となった。

また、平成17年度には、工業団地の時価を再評価し、簿価に対して50%以上の下落となった団地について強制評価減を行うなど、団地ごとの正確な収支の把握に努めるとともに、金利負担を軽減するため借入利率の算定方式を見直し、経費の節減を図ったところである。

一方、福祉施設事業においては、国民宿舎「鶉の岬」事業における県と開発公社の負担のあり方の分析・検討や、「砂沼サンビーチ」の存廃を含めたあり方の早期結論、「ワープステーション江戸」の入場者の増加に向けた多様な取り組みなどを求めたところである。

これに対し、国民宿舎「鶉の岬」は、平成18年4月に、従来の管理委託から非公募による指定管理者へと契約形態は移行したが、実質的な変更は見られなかったことから、県と開発公社の負担のあり方が十分に分析・検討されたとは言い難い。

また、「砂沼サンビーチ」については、当面経営改善を図りながら今も継続して運営さ

れており、存廃を含めたあり方の結論が先送りされている。さらに、「ワークショップ江戸」については、入場者の減少に歯止めがかからず、平成17年度から民間会社への運営委託を取り止め、開発公社の直営とするとともに、ロケ機能を強化し、撮影現場を見学できる施設への転換を進めることとしたが、経営改善は進んでおらず、厳しい経営状況となっている。

(県議会「県出資団体等調査特別委員会」の調査結果等)

平成18年9月、県議会「県出資団体等調査特別委員会」から調査結果が報告されたところであるが、この中で、プロパー工業団地保有地の処分促進や、土地公社との全面的な一体化、福祉施設の経営改善及びあり方の見直しなどが提言され、開発公社としては、以下のとおり改革工程表に基づき期限を定めて改革に取り組んでいくこととした。

プロパー工業団地保有地の分譲促進については、新たな分譲目標として、開発公社第六次基本計画（平成18年度～22年度）に基づき、多様な分譲手法や優遇措置を活用しながら、分譲・造成中の団地7団地、103.4ヘクタールのうち、毎年度6ヘクタールずつ（平成19年度はオーダーメイド方式による「つくば明野北部工業団地（24.6ヘクタール）」を引き渡すため、30.6ヘクタール）、平成22年度までに54.6ヘクタールを分譲することとし、併せて、未造成工業団地については需給バランスが回復するまで造成工事先送り措置を継続することとした。

また、組織・事業の見直しとしては、平成20年度の土地公社との全面的な一体化（両法人格のみ残す）に向け、組織改編など一層の効率化に努めることとしたほか、「いこいの村潤沼」においては、平成18年度から宿泊施設の経営にノウハウを有する職員が国民宿舎「鶴の岬」と併せて一元的に管理するなど、経営体制の強化を図るとともに、企画商品の開発やサービス向上のための職員の意識改革の徹底など経営改善の推進に努めることとした。

さらに、「砂沼サンビーチ」の存廃等については、平成19年度を目途に他の団体への移管や移管できない場合の廃止も含め、地元団体の意向を十分に踏まえながら検討を進め、平成20年度から検討結果を踏まえた対策を実施していくとし、「ワークショップ江戸」については、ロケ事業の映像関連会社への委託や、施設の貸付・譲渡も含めた施設運営のあり方について、地元団体の意向も踏まえながら検討を進め、平成20年度までの経営改善状況を詳細に分析したうえで、平成22年度までには結論を出していくこととしたところである。

(公社の経営シミュレーションの検証と危機意識の共有)

今後5年間の開発公社の経営シミュレーションは、開発公社第六次基本計画（平成18年度～22年度）において、次のとおり示されているが、これは開発公社の経営目標値であることから、前提条件や達成可能性等について検証することとした。

〔第六次基本計画の財務計画（損益計画）〕

（単位：百万円）

年 度		18	19	20	21	22
当期損益		△172	336	107	201	331
部門別内訳	土地開発部門(プロパー)	△384	116	△143	△71	35
	ビル管理部門	79	105	122	138	154
	福祉施設部門	91	79	90	93	99
	駐車場・会議室部門	43	36	38	41	43

土地開発部門については、プロパー工業団地7団地において、毎年度6ヘクタールの分譲、1ヘクタールのリース契約が進むことを前提としたものであるが、時価と簿価を比較した場合に生じる含み損益が団地ごとに差があることから、実際にどの団地が分譲されるかによって、また、売却とリース契約の割合によって、当期損益が大きく変わることも想定される。仮に、分譲面積が目標の半分程度で、かつ含み益の少ない団地であったとした場合、当期損益額はシミュレーションの数値以上に損失額の拡大が懸念される。

また、福祉施設部門については、今後施設の老朽化などに伴い新たな経費負担も見込まれること等を考慮すると、上記のような当期利益が確保できない場合も想定される。

一方、開発公社は、平成17年度末に、当期損失を処理するため、内部留保金を取り崩したところであるが、平成5年度をピークに約374億円を有していた内部留保金も、取り崩しを重ねてきた結果、現在約63億円まで減少してきている。こうした内部留保金の取り崩しに依存した経営姿勢については問題があり、今後も多額の当期損失が発生し続けた場合、債務超過に陥ることさえも懸念される。

このような状況にならないためにも、赤字経営からの早期脱却が至上命題であり、極めて厳しい経営状況にあるとの危機意識を開発公社、県が一体となって共有し、工業団地の着実な分譲に加え、福祉施設部門の見直しなど抜本的な対策に不退転の決意で取り組む必要がある。

（プロパー工業団地保有地の処分促進）

経済産業省の工場立地動向調査によると、本県の工場立地面積は、平成17年が128ヘクタールで全国第3位、平成18年上期が86ヘクタールで全国2位と、高速道路や港湾、つくばエクスプレスの開通などの交通インフラ整備の進展や、県・市町村税の優遇策等の効果によって、好調な立地が続いているところである。

しかしながら、開発公社のプロパー工業団地保有地の処分は、開発公社第五次基本計画（平成13年度～17年度）の総分譲目標面積47ヘクタール（年平均9.4ヘクタール）に対し、14.4ヘクタールの分譲（「つくば明野北部工業団地（24.6ヘクタール

)」は引渡し(決算処理)していないため除く)に留まり、年間平均分譲実績が約3ヘクタールと大変厳しい状況にある。

今後5年間の年間分譲目標面積6ヘクタール(平成19年度は、「つくば明野北部工業団地」の引渡し分24.6ヘクタールを含め30.6ヘクタール)は、過去5年間の年間平均分譲実績の2倍にあたる面積となっている。この目標を達成するためには、従来どおりの取り組みでは不十分であり、優遇制度や分譲手法、企業誘致活動などについて再度検証し直し、新たな工夫を凝らした従前より更に効果的な分譲方策が必要となる。

(福祉施設の運営課題)

昭和46年に開業した国民宿舎「鶉の岬」は、県が施設を所有し、開発公社が県の条例に基づく管理委託により宿泊部門の業務を受託するとともに、宿泊部門と一体である飲食部門は開発公社の自主事業として位置づけられ実施されてきた。このため、開発公社に入った宿泊料金は一度県に納められ、同額が経費として開発公社に交付されるが、飲食料金は直接開発公社の収入となってきた。新館が開業した平成9年以降これまで9年間の当期利益は、年平均約1億5,000万円となっている。

「鶉の岬」事業における県と開発公社の関係については、開発公社がこれまで新館建設費の一部寄付や備品購入など多額の負担を行っていることや、本来宿泊部門と一体であるべき収益性の高い飲食部門が分離され開発公社の自主事業となっていることなど、役割分担において明確でない点が見受けられる。

また、平成18年4月から、従来の管理委託契約に替わって指定管理者制度が導入されたが、開発公社による応分の負担により管理運営されてきたことを理由に、開発公社が非公募による指定管理者の指定を受けたところである。

施設利用の承認や維持保全など指定管理業務に係る経費は、指定管理者が収受する利用料金すべてをもって充てるとされ、また、通常的に発生する施設の修繕については、指定管理者が収受する利用料金の一部をもって指定管理者が実施し、大規模修繕の実施と費用の負担等については、県と指定管理者協議の上決定することとされており、実質的には、従来の管理委託契約と大きな違いは見られない。

なお、今回の指定管理業務には飲食部門が含まれておらず、飲食部門は引き続き開発公社の自主事業とされ、ここでの収益全てが開発公社の収入となるなど、管理運営に係る県と開発公社の役割分担は従前のままとなっている。

一方、開発公社の福祉施設事業をみた場合、国民宿舎「鶉の岬」の事業利益(17年度経常利益約1億4,243万円)によって、慢性的な赤字経営となっている「いこいの村 潤沼(同経常損失約8,970万円)」、「砂沼サンビーチ(同経常損失約1,720万円)」、「ワープステーション江戸(同経常損失約6,309万円)」の損失分を補填したとしても、現状としては福祉施設全体では利益の確保がなされていない状況にある。さらに加えて、「鶉の岬」事業における上記のような県と開発公社の役割分担を見直した場合、利益の確保が一層困難になることが懸念される。

したがって、開発公社としては、「鵜の岬」事業に安易に頼らない福祉施設の経営体制を確立していくことが不可欠である。

法人のあり方等

（公益法人制度改革に合わせた事業の再構築）

現在、国において、公益法人制度改革が進められており、開発公社のような民法第34条に基づく財団法人については、平成20年度から5年間で、公益財団法人あるいは一般財団法人に移行することが求められている。

公益法人の「公益性」は、これまで法令上の明確な規定がなく、主務官庁の自由裁量に委ねられていると解されてきた。しかしながら、今後は、公益認定の基準が統一的かつ明確なものとなり、公益財団法人の場合は、一般財団法人のうち希望する法人に対して、民間有識者による委員会の意見に基づき、公益性を判断し行政庁が認定することとなる。

開発公社においては、寄付行為で定める公益事業として、土地開発事業と福祉施設事業を実施しているが、福祉施設事業については、税法上の収益事業に位置づけられている。

特に、福祉施設事業の場合、「地域振興」や「本県のイメージアップ」などが公益性を有する主な理由として主張されているところであるが、当該事業において公益性を具体的にどのように示すことができるのか、また、開発公社が実施しなければならない必然性がどこにあるのかなど十分検証し、本来、開発公社が担うべき公益事業はどうあるべきかについて、公益法人制度改革の中で、できるだけ速やかに担うべき事業を見直し、再構築する必要がある。

（経営責任の明確化）

開発公社は、元々県の産業・経済の発展と地域振興に寄与することを目的に、県の全額出捐により設立された団体であり、県は、開発公社が有する事業特性から、民間金融機関からの借入金全額の損失補償（県の損失補償限度額1,600億円）を行っている。

また、平成14年9月までは知事や副知事が非常勤理事長を兼務し、常勤役員や管理職に県職員OBや県派遣職員が就くなど、県の人的関与が非常に強い団体でもある。

しかしながら、開発公社は、県とは独立した事業主体として、常に自立的な判断が求められる団体であり、平成14年10月から理事長の常勤化が図られたとはいえ、自己責任による効率的な経営体制を確立することが急務となっている。

このため、開発公社においては、県議会「出資団体等調査特別委員会」の改革工程表など、団体自らが示した課題の解決や具体的な数値目標の達成に危機意識をもって取り組み、計画期限内に確実に成果を出し、団体としての経営責任を果たしていくべきである。

その際、民間企業の経営感覚を取り入れて役職員の意識改革の徹底を図るとともに、団体としての裁量権や決定権をより発揮していく自立した経営姿勢が必要である。

また、県としても、開発公社の経営に対しては、これまで以上に指導・監督の強化を図っていくべきである。

（公社の健全経営に向けた県の配慮）

平成14年10月に、「株式会社メディアパークつくば」から開発公社へ営業譲渡された「ワープステーション江戸」については、平成17年度決算で約6,309万円の経常損失を計上するなど、平成14年度から毎年度赤字経営を続けている。

当時としては、民間運営委託の効果やつくばエクスプレスの開業などにより、東京方面からの集客が見込めるとの期待から採算性が図れる施設として、譲受の経営判断を行ったものと考えられるが、全体的なコンセプトが中途半端な印象であったことや、経費の削減により施設のリニューアルが困難であったことなど様々な要因が重なり合って、実際は入場者数が予想を大きく下回り、収支上では明らかな不採算施設に陥ってしまった。

これまで、開発公社は、県行政の補完的役割を強く担うべく、地域振興や県民福祉の向上を目的に、県と一体となって政策的事業にも取り組んできたところであるが、現在ではその財源となっていた内部留保金を大きく取り崩さなければ、通常の経営を持続できないほど、財務状況が悪化している。

県は、こうした開発公社の極めて厳しい経営状況を踏まえ、今後開発公社に対して新たな事業の要請等を行う場合には、開発公社が実施する必要性や県と開発公社の役割分担、事業の採算性などを十分検討し、開発公社の負担が過大にならないよう特に配慮すべきである。

早期に取り組むべき事項

（土地開発部門の経営改善方策等）

プロパー工業団地においては、分譲による処分以外にリース契約も一部の団地を対象に実施されている。リース契約は、基本的にリース期間内の事業収入で一般管理費や借入利息を賄えるように賃料が設定されるが、長期間にわたる借地権設定となるため、結果的に投下資金回収の先送りとなり、借入元本の返済につながらない。

このため、リース契約に当たっては、将来の分譲につながるような効果的な運用を図る必要がある。

また、プロパー工業団地保有地が抱える含み損益については、地価が下落傾向にある中、分譲の長期化に伴って、含み損の拡大や含み益の縮小が進展することが考えられるため、今後のプロパー工業団地保有地の分譲状況によっては、将来的に分譲代金での借入金返済が困難となることも懸念される。

こうしたことから、保有土地の早期分譲に向け、積極的な企業誘致活動の展開や、県税の減免等優遇措置、都市計画法の用途地域変更による誘致対象業種の拡大や区画の細分割

等柔軟な処分方策などに加え、企業ニーズ等に対応した新たな分譲手法として、自ら操業する企業に限定していた工業団地の分譲先を、リース事業者やファンド等にも拡大し、当該事業者等が土地・建物を進出企業にリースする「間接リース制度」や、全国的な企業立地関連の情報ネットワーク等を有する民間企業などに工業団地の分譲業務を一部委託する「外部委託制度」の導入などについても検討する必要がある。

また、企業誘致の地域間競争が激化する中、企業に対して、優遇制度や分譲価格の引下げなどをもって、工業団地の立地優位性を維持するには限界があるとも言われている。

このため、企業側の視点に立って団地ごとの課題等を詳細に分析・検討し、アクセス道路の狭隘箇所の解消や生活・就労環境の改善など団地ごとの課題解決を進める一方、つくばやJ-PARCなど最先端の科学技術拠点や、高速道路、常陸那珂港などの広域交通ネットワークとの連携強化など、幅広い視点から団地の顧客満足度を高める戦略的な取り組みを県と一体となって進める必要がある。

さらに、含み損を抱える未造成団地については、造成着手は原則としてオーダーメイド方式によるなどの取扱い方針が決定されているものの、開発公社にとって重い経営負担とならないよう、社会経済情勢や地元等関係者の意向なども十分踏まえつつ、工業団地以外の用途も含めた処分方針等について積極的に検討する必要がある。

（福祉施設部門の経営改善方策等）

福祉施設部門の見直しに当たっては、既述の課題等がみられることから、次のとおり取り組むことが求められる。

国民宿舎「鵜の岬」については、開発公社による新館建設費の寄付等の負担や、収益性の高い飲食部門が開発公社の自主事業となっているなど、県と開発公社の役割分担が明確でないことから、県においては、次回の指定管理者の指定時期には、募集条件の見直しを含めて、公募により指定管理者の指定を行うなど、役割分担の明確化に向け今後十分に検討していく必要がある。

一方、「いこいの村潤沼」は、全国いこいの村・ハイツグループの宿泊利用率において全国第1位を続けているにもかかわらず、保有資産の維持費等が重い負担となり、赤字経営の厳しい状態にある。今後とも経営を継続する場合は、更なる宿泊利用率の向上に向けた経営改善策に取り組むことは勿論のこと、地元市の理解と協力を得ながら、保有資産の有効活用や維持負担の軽減に向けた対応策についても検討する必要がある。

また、「砂沼サンビーチ」については、平成19年度を目途に他の団体への移管や移管できない場合の廃止も含め、地元団体の意向を十分に踏まえながら検討を進め、平成20年度から検討結果を踏まえた対策を実施していくとしているが、開発公社の厳しい経営実態や、利用者低迷などの社会情勢の変化、老朽化に伴う施設の安全性確保などを踏まえると、存廃を含めた施設運営のあり方について早急に結論を出すべきである。

さらに、「ワープステーション江戸」は、ロケ事業の映像関連会社への委託や、施設の貸付・譲渡も含めた施設運営のあり方について、地元団体の意向も踏まえながら検討を進

め、平成20年度までの経営改善状況を詳細に分析したうえで、平成22年度までには結論を出していくとしているが、福祉施設の中でも極めて厳しい経営状況の施設であることから、県の「メディアパークシティ整備構想」の検討結果を踏まえ、地元市等関係者との連携の下、早期の経営改善が図られるような施設運営のあり方に見直す必要がある。

なお、これら福祉施設の経営改善や運営のあり方見直しについては、早期の成果や結論が求められており、問題を先送りすることがないように、問題解決に至るまでのより具体的な行動プロセスを明示すべきである。

（組織の見直し）

開発公社は、平成20年度の土地公社との全面的一体化に向け、用地建設課を土地公社の公共用地課と統合し、土地部門の一本化を図ることとしている。

一方の土地公社も、平成17年度決算において、約97億2,100万円の債務超過となり、補助金等による県からの財政支援を受けることとなるなど、極めて厳しい経営状態にあり、代替地やひたちなか地区の完成土地などの保有地の処分促進については喫緊の課題となっている。

このため、両公社の土地部門を一本化し、相互に共通して抱える課題の克服に重点的に当たることは重要なことであり、今後は、情報の共有化による土地の効果的な処分の検討や、責任所在を明確にした販売推進体制の充実強化、さらに地元市町村等関係機関との連携強化などに積極的に取り組み、経営の健全化を図っていく必要がある。

また、組織体制については、各団体においてスリム化の傾向にあるが、開発公社においては、特に事業の選別、重点化などを図って、より柔軟に見直していくことが必要である。

なお、企業誘致等において高いノウハウを有する民間からの人材登用を図りながら、組織を活性化させるとともに、役員ポストについても、今後の業務遂行上必要不可欠なものかどうかなど十分検討し、効率的な経営体制に移行していくことも重要である。

（経営の効率化等）

開発公社の役職員の給与体系は、原則として県に準拠したものとなっているが、公益法人でありながら事業内容については企業経営的な色彩が強い団体であることなどを踏まえ、毎年度多額の損失が発生している実質的な経営実態に合わせて、給与水準を見直すなど独自の総人件費の削減に取り組むとともに、役職員個々の業績が適正に給与に反映されるような仕組みの導入について検討する必要がある。

一方、経営の効率化を図るため、借入金の低利資金への借り換えなどによる金利負担の軽減や、保有土地やビル事業の維持管理内容の見直しなど、更なる経費削減を引き続き実施するとともに、会議室利用者のために空車スペースを確保せざるを得ない公社ビル駐車場など収益性の低い事業用資産については、有料化等を含めた有効活用など総合的に検討を進める必要がある。

社団法人茨城県公害防止協会

現状と課題

【協会の概要】

社団法人茨城県公害防止協会（以下「協会」という。）は、昭和44年、県議会に設置された「公害対策特別委員会」から官民一体となった公害防止組織の設立の必要性について指摘されたことを受け、環境保全に係わる測定分析、技術指導、普及啓蒙活動を行い県内企業の健全な発展と県民の健康で快適な生活環境の保全に資することを目的に、昭和47年に任意団体「茨城県公害防止協会」として設立、発足した。

その後、昭和50年9月に民間会社が基本財産である1億円を寄付したことを機に、民法34条に基づく社団法人として法人化され、現在は、県内の団体や企業など約800社が会員となっている。

設立以来、協会は、大気汚染・水質汚濁や土壌汚染、騒音などの測定分析・調査、公害防止に係る講習会・研修会の開催や普及啓発のための広報活動など様々な事業を実施し、本県の公害防止施策の推進及び県民の生活環境の保全に貢献してきた。また、平成16年10月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、県知事から「茨城県地球温暖化防止活動推進センター」の指定を受け、地球温暖化対策についての普及啓発活動にも取り組むなど、県の環境行政を補完する役割を担っている。

【協会の課題等】

（社会経済情勢の変化）

今日の環境問題は、湖沼や河川の水質汚濁や廃棄物の増加など生活に身近な問題から、温暖化の進行などの地球規模の問題まで、広範囲にわたるとともに複雑多様化しており、協会が設立された昭和40年代後半と比較すると状況が大きく変化している。また、公益法人制度を抜本的に変える公益法人制度改革関連三法が平成18年6月に公布されるなど、協会を取り巻く社会経済情勢は様々に変化している。

このような社会経済情勢の変化を踏まえると、協会においても、公益法人として今日の環境問題に適切に対応できる事業内容や組織体制への移行を進めるとともに、法人名称の変更を含め、協会のあり方全般について本格的な見直しを実施すべき時期にあるものと考えられる。

（収支の均衡と事業のバランス）

公益法人は、国が定めた「公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日

閣議決定)」(以下「指導監督基準」という。)により、収入と支出が均衡していることが求められている。

しかしながら、協会は測定分析や環境調査などの受託事業において、公益法人として求められている収支の均衡が図られておらず、結果として過去11年間の平均で年間約56,000千円の課税所得を計上し、平成17年度では約47,332千円の法人税等を納税している状況である。

また、公益法人は本来公益を目的とする事業を営む法人であることから、収益事業は法人の健全な運営を維持するための収入確保策として実施することは可能であるものの、その事業規模は2分の1以下であることを指導監督基準では求めている。

測定分析や環境調査などの受託事業は、協会としては「対価を伴う公益事業」としているが、その事業内容をみると、当該事業が営利企業の一般的事業として営まれている状況にあることや協会がこれらの事業を「競争入札制度」により受託していること、さらに、税法上でも「収益事業」と区分されていることなどから、基本的には「収益事業」とは言わざるを得ない。

このことから、収益事業による収益の一部を公益事業の財源とするなど、公益事業に活用している事実は認められるものの、事業費ベース(平成17年度決算)で見ると、支出合計総額624,974千円に対して公益事業の支出額は66,745千円(約11%)にとどまり、収益事業と公益事業のバランスが図られていない状況にある。

(営利企業との競合)

協会の測定分析や環境調査に係る受託事業は、設立当時には同事業を実施している営利企業は少なく公益目的として社会的に評価されていたが、現在では県内においても10数社の営利企業が存在していること、さらに、県からの委託事業について、競争入札制度が採用されていることなどから、同事業は営利企業の事業として成立している事業であると考えられる。

指導監督基準では、「社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合する事業内容である公益法人は、新たな公益性の高い事業を付加するなどの措置を講ずること」とされ、その措置が講じられない場合は、「公益法人の営利企業等への転換に関する指針(平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申し合わせ)」に基づき、営利企業への転換を行うこととされている。

協会は公益法人として税制上の優遇措置を受けていることから、この事業を営むこと自体、優遇措置のない営利企業の経営を圧迫しているとも考えられる。

協会が現在行っているような事業をこのままの形態で継続とするならば、公益法人としての本来の役割を十分に果たせないのではないかと考えられる。

(県関与のあり方)

協会の組織は、専務理事に県OB職員、その他職員として県OB職員及び現職県職員が各事業部長職として派遣されているなど県の人的関与が強い状況にあるといえる。協会は設立後約30年が経過し、プロパー職員の事業推進能力はこれまで長年にわたる県内の環境保全に係る事業への取組実績や関係機関からの信用を得ている状況などから、十分に育成されており、県の人的関与がなくても組織として自立的な運営が可能な団体であり、県の人的関与を見直すべきである。

公益法人制度改革への取り組むべき事項

(公益法人制度改革に向けた取組み)

現在の指導監督基準のもとで協会が当面公益法人としてその役割を担おうとするならば、収支均衡を図るような団体運営に努めることが求められるとともに、収益事業から得られた自主財源を有効活用し、講習会や研修会、市町村支援事業など既存の公益事業を充実させることや他の環境保全に係る団体との連携などによる新たな公益事業に取り組むことなどが求められる。

県は、環境に係る諸施策を実施しており、特に茨城県霞ヶ浦環境科学センターにおいては調査研究・技術開発に積極的に取り組んでいるところである。県の実施しているこのような事業は、まさに協会が長年にわたり関わってきた環境保全の分野での調査・研究にほかならず、協会は収益事業から得られた利益の一部を協会独自の公益事業に充当するだけでなく、協会の事業と環境というキーワードで強い関係を有するこれらの県の事業に対して、積極的に協力していくなど、県環境行政に資する取り組みも検討すべきである。

一方、公益法人制度改革は、平成20年度に関係法律が施行され、その後5年間で新しい制度に移行される予定であり、現行の財団法人・社団法人も存続したい場合には、当該法律に定められた基準を充たすことや申請手続きを行うことなどが必要となる。

新公益法人制度では、登記することのみで設立できる「一般社団法人・一般財団法人」と、事業内容などの公益性の認定を受けることにより、従来の公益法人と同様の取扱い（税制上の優遇措置など）となる「公益社団法人・公益財団法人」に区分される。

協会が、後者の「公益社団法人」を選択する場合は、公益性の認定を受ける必要があるが、その認定基準の一つに、「公益目的事業比率（法人全体事業費に占める不特定多数の者の利益の増進に寄与する事業費の比率）が50/100以上となるように公益目的事業を行わなければならない。（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第15条）」とあり、その基準を充たす必要がある。

なお、協会の事業については、収益事業とされる事業の中に、公益事業も存在するのではないかという意見もあるが、いずれにしても公益事業と収益事業のバランスが大きな課

題となる。

そのため、現在の事業体系を維持したままでは協会の公益認定は相当厳しくなるものと予想され、それへの対応が求められる。

一方、「一般社団法人」を選択する場合は、事業内容の公益性等は問われることはないものの、これまでの公益法人としての財産について、その一部は公益目的事業に使用するよう用途が制限され、存続する法人が管理経費などとしてそのまま使用することができなくなる。さらに、従来の公益法人としての税制上の優遇措置も受けられなくなることなど、事業内容や財務面での見直しが必要になる。

法人の自立化への対応

（県関与のあり方）

県が環境行政の目的遂行にあたって協会との連携を図ることは大変重要であるが、団体の自立的で責任ある経営体制の確立という観点から、県関係職員の派遣の必要性を検証し、早期に縮減する必要がある。

今後県は、公益事業関係での連携や協会と他の環境関係団体との調整役としての役割など、限定的に関与し、協会の自立化を進めるべきである。

（組織・事業の見直し）

税法上の収益事業の比率が高く、指導監督基準上の課題が生じている協会にとっては、引き続き従来からの公益法人としての役割を担う「公益社団法人」へ移行するのか、それ以外の「一般社団法人」へ移行するのか、あるいは営利企業へと転換していくのかについてその判断が求められる公益法人制度改革への対応は、今後の法人のあり方を決定付ける最重要課題である。

このようなことから、法人としての社会的役割や存在意義、事業内容についての公益性の有無等の分析・検証、さらには法人形態別の収支見込みなど、あらゆる角度からの検証を行い、会員の同意を得て、新たな法人の姿について早急に方向づけしていくことが必要である。

現在、協会が設置している「業務改善検討委員会」の組織及び検討内容を拡充し、外部の専門家を新たに構成員に加えるなどして、今日の社会経済情勢の変化に適合した組織や事業内容及び法人名称となるよう早急な見直しへの取組みが求められる。

おわりに

開発公社は、工業団地開発を積極的に推進し企業誘致を進めるとともに、鵜の岬などの福祉施設事業を展開し、地域振興の先導的役割を担ってきた。しかしながら、社会経済情勢の変化により保有土地の処分が進まないなど、極めて厳しい経営状況が続く中、改善に向けた抜本的な見直し・取り組みが進んでいない。

公害防止協会は、本県環境行政に大きく貢献してきたところであるが、設立後30年の歳月は、公害に対する企業の取り組みや社会環境を大きく変貌させ、当初公益性が高いとされた事業が、いつの間にか民間企業と競合する状況となってきたにもかかわらず、従前の組織・事業体制のまま今日に至っている。

このように、当該出資団体には、民間企業では当然に行われている、団体としての自立的な事業展開や社会の変化を読んで柔軟に経営方針を変換させていくというダイナミックさが見られない。

特に、開発公社については、当委員会として2度目の提言となることから、県及び団体においては、経営改善が進んでいないといった厳しい事態を重く受け止め、問題を先送りしない早急な取り組みを強く求めたい。

また、県財政の悪化に伴い、県の補助金や委託事業の削減が進み、行政補完的な県出資団体の財務内容は厳しくなる。このような出資団体を取り巻く環境の変化は、今までのような行政追随型の団体運営では生き残れない状況に陥るおそれがあるため、県においては、団体が経営責任を意識した自己責任による自立的な経営を推進できるように指導すべきである。

今回の審議では、こうした団体の経営責任のあり方と並んで、前年度の決算が次年度の予算に反映されず、また経営改善の努力があまりみられないような予算書が承認されてしまう経営体制に根本的な問題があるのではないかとの厳しい意見があり、県による指導等も含めて、厳格な経営のチェック体制の構築が求められる。

一方、新たな公益法人制度改革が大きな流れとして本格的に動き出したところであるが、今後新たな法制度の下、全ての団体において公益法人としての存在意義が厳しく問われることになる。

県においては、県民が出資団体に何を求めているのか、出資団体が県民のために何をなすべきかを常に考えて行動することが重要である。抜本的な改革が早急に進むよう、常に団体の存在意義等を検証し、団体と一体になって組織改革や事業へのたゆまない改善に取り組み、もって県民サービスの一層の向上に寄与されるよう期待する。

委員会の開催経過

- 第1回 平成18年10月3日(火)
- ・対象法人ヒアリング
 - ・経営改善策等の協議
 - ・対象法人の現状と課題について
- 第2回 平成18年11月1日(水)
- ・対象法人所管課ヒアリング
 - ・経営改善策等の協議
 - ・意見書骨子について
- 第3回 平成18年11月30日(木)
- ・経営改善策等の協議
 - ・意見書素案について
- 第4回 平成18年12月14日(木)
- ・経営改善策等の協議
 - ・意見書のとりまとめ

対象出資団体の概要

財団法人茨城県開発公社の概要 ----- 18

社団法人茨城県公害防止協会の概要 ----- 24

財団法人茨城県開発公社の概要

1. 出資団体の概要

① 団体の名称	財団法人 茨城県開発公社		
② 所在地	水戸市笠原町978番25号		
③ 設立年月日	昭和35年3月28日		
④ 代表者名	理事長 石川 哲夫		
⑤ 基本財産	90,000千円		
⑥ 設立根拠	民法第34条		
⑦ 設立目的・経緯	<p>県の長期計画に基づき、自然資源の有効な利用を図り、工業基盤等の開発整備による地域振興事業を推進するとともに、県民福祉に係る施設等の設置及び運営を行い、豊かな地域社会の実現に寄与する。</p>		
⑧ 資産状況 (平成18年3月末現在)	(単位：千円)		
		金 額	摘 要
	流動資産	142,706,885	開発未成工事支出金等
	固定資産	9,970,145	土地, 建物等
	投資等	22,653,820	
	資産合計	175,330,850	
	流動負債	2,603,459	未払金, 未払費用等
	固定負債	166,365,830	長期借入金等
負債合計	168,969,289		
差引正味財産	6,361,561		

2. 平成17年度事業実績

① 事業内容

ア 土地開発事業

・プロパー事業

用地取得：銚田西部工業団地（0.3ha 0.2億円） } (15.7億円)
 団地造成：つくば明野北部工業団地等（15.5億円）

団地処分：東筑波新治工業団地（1.5ha） } (4.7ha 13.2億円)
 筑波南奥原工業団地（1.3ha） }
 つくば下妻第二工業団地（1.9ha） }

団地賃貸：南中郷工業団地及び東筑波新治工業団地（2.8ha 0.2億円）

・公共事業

用地取得：(仮称) 空港テクノパーク（3.9ha） } (26.5億円)
 団地造成：茨城中央工業団地，北浦複合団地及び
 (仮称) 空港テクノパーク

団地処分：宮の郷工業団地（0.3ha） } (2.8ha 11.3億円)
 岩井幸田工業団地（2.5ha） }

(その他の処分等：①茨城中央工業団地の公共施設用地への売却等0.2億円，
 ②筑波研究学園都市工業団地の残金及び団地間調整分の償還金等0.1億円)

団地賃貸：無し

イ ビル管理事業

・ 開発公社ビルについては，オフィス施設21団体，サービス施設13店舗，計34団体等が入居（テナント入居率 90.2%）

大町ビルについては，茨城社会保険事務局へ賃貸
 (両ビルの賃貸料収入 480,316千円)

・ インランド・デポ事業として，つくば国際貨物ターミナル(株)へ賃貸
 (賃貸料収入 97,098千円)

ウ 福祉施設事業

[利用状況]

施設名	営業日数	利用者数		売上額	宿泊定員 利用率
	客室数：定員	宿泊	その他		
国民宿舎 「鶉の岬」	358日	185,855人		1,259,059千円	99.1%
	58室：204人	72,404人	113,451人		
いこいの村 潤沼	360日	92,718人		508,314千円	58.2%
	33室：151人	31,655人	61,063人		
砂沼サビーチ	47日	125,947人		107,261千円	
ワープステーション 江戸	316日	65,748人		110,976千円	
		ロケ日数136日			

[受託事業]

受託事業	受託額	受託内容
伊師浜国民休養地管理	20,128千円	休養地内及び施設設備の維持管理
砂沼広域公園管理	37,860千円	公園内及び施設設備の維持管理，植栽管理，施設使用料の料金徴収等
日立市鶴来の湯十王管理	279,480千円	温泉保養施設の管理運営
フィルムコミッション推進事業	22,571千円	撮影支援及びロケーション誘致等

エ 駐車場・会議室事業

水戸駅南駐車場及び開発公社ビル等の駐車場，会議室の維持管理
 (賃貸料収入 70,086千円)

オ 常陸太田合同庁舎事業

常陸太田合同庁舎を県に25年間の割賦により譲渡
 (譲渡代金 2,677,884千円)
 (5年目償還金 107,114千円)

② 収支状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
財 産 等 収 入	—	
事 業 収 入	5,722,835	売上, 受託料収入, 賃貸料収入
会 費 収 入	—	
補 助 金 収 入	30,417	茨城の産業イメージアップ事業
そ の 他 収 入	64,237	繰入収入, 預金利子, 雑収入等
収 入 合 計	5,817,489	
事 業 費	4,882,051	業務費等
管 理 費	957,055	管理費, 支払利息
補 助 金 支 出	33,109	茨城の産業イメージアップ事業
そ の 他 の 支 出	584,114	固定資産諸経費等
支 出 合 計	6,456,329	
特 別 損 失	△9,012,399	固定資産減損損失, 販売用不動産評価損失
法 人 税 等	276	
収 支 差 額	△9,651,515	
当期末処分損益累計	△9,651,515	

(損失処理)

積立金取崩	9,651,515	特別事業積立金, 事業運営積立金
次期繰越損益	0	

③ 補助金等の受入状況

	金 額	摘 要
出 資 金	—	
補 助 金	30,417	茨城の産業イメージアップ事業
委 託 金	582,076	日本自動車研究所移転先用地造成 企業誘致エキスパート設置事業 伊師浜国民休養地管理 砂沼広域公園管理 日立市鶴来来の湯十王管理 フィルムコミッション推進事業
貸 付 金	—	
損失補償限度額 (平成17年度末現在)	160,000,000	

3. 平成18年度事業計画

① 事業内容

ア 土地開発事業

・プロパー事業

用地取得：銚田西部工業団地 (0.2ha) } (1.7億円)
 団地造成：つくば明野北部工業団地 }
 団地処分：つくば関城工業団地など6団地 (7.2ha 16.9億円)
 団地賃貸：東筑波新治工業団地など2団地 (3.8ha 2.2億円)

・公共事業

用地取得：茨城中央工業団地など2団地 (0.6ha) } (66.6億円)
 団地造成：北浦複合団地など3団地 }
 団地処分：岩井幸田工業団地など5団地 (16.1ha 64.0億円)

イ ビル管理事業

- ・ 開発公社ビル及び大町ビルの適正な管理運営に努め、空室のある開発公社ビルについては、入居率100%を目指し積極的な入居者勧誘を進める。
- ・ インランド・デポ事業については、賃貸主として建物等の適正な管理運営に努める。

ウ 福祉施設事業

施設名	営業日数	利用者数		売上額
	客室数：定員	宿泊	その他	
国民宿舎 「鶉の岬」	358日	184,500人		1,315,344千円
	58室：204人	72,100人	112,400人	
いこいの村 酒沼	360日	128,600人		621,865千円
	33室：151人	35,300人	93,300人	
砂沼サビビーチ	48日	150,000人		138,868千円
ワープステーション 江戸	314日	80,000人		104,897千円
		ロケ日数150日		

〔受託事業〕

- ・ 県からの受託事業として、伊師浜国民休養地及び砂沼広域公園の管理業務並びにワープステーション江戸におけるフィルムコミッション事業（ロケ業務）を引き続き実施する。
- ・ 日立市からの受託事業として、日立市鶉来来の湯十王の適正な管理運営に努める。

エ 駐車場・会議室事業

水戸駅南駐車場並びに開発公社ビル等の駐車場及び会議室の適正な維持管理に努める。

オ 常陸太田合同庁舎事業

常陸太田合同庁舎の譲渡代金について、25年間の割賦により償還を受ける。

② 収支計画

(単位：千円)

	金 額	摘 要
財 産 等 収 入	—	
事 業 収 入	10,476,532	売上高, 受託料収入
会 費 収 入	—	
補 助 金 収 入	30,625	茨城の産業イメージアップ事業
そ の 他 収 入	60,489	預金利子等
収 入 合 計	10,567,646	
事 業 費	9,341,021	売上原価, 業務費, 受託料支出
管 理 費	943,517	管理費, 支払利息
補 助 金 支 出	33,333	茨城の産業イメージアップ事業
そ の 他 の 支 出	421,388	固定資産諸経費等
支 出 合 計	10,739,259	
法 人 税 等	280	
収 支 差 額	△171,893	
当期未処分損益累計	△171,893	

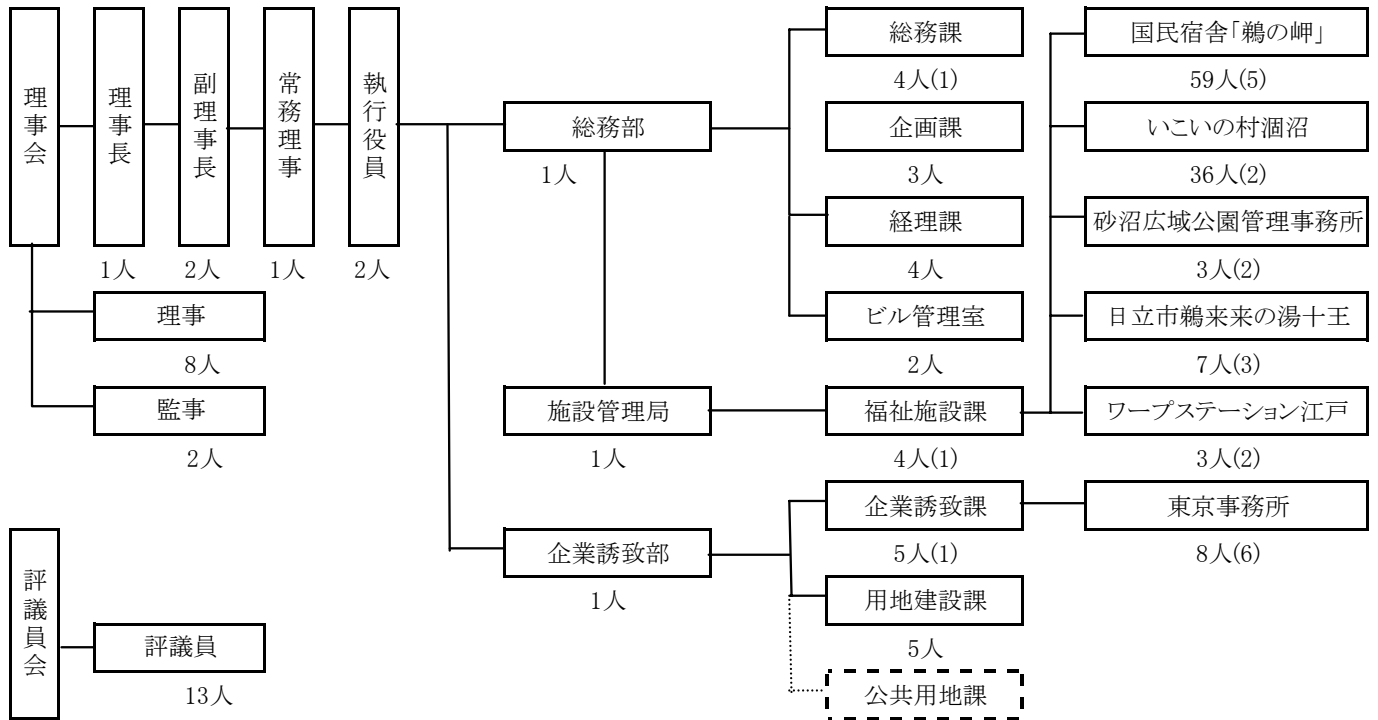
③ 補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出 資 金	—	
補 助 金	30,625	茨城の産業イメージアップ事業
委 託 金	358,626	企業誘致エキスパート設置事業 伊師浜国民休養地管理 砂沼広域公園管理 日立市鶴来来の湯十王管理 フィルムコミッション推進事業
貸 付 金	—	

財団法人茨城県開発公社組織図

平成18年7月1日現在



※()内数:嘱託及び臨時職員
 ※副理事長:1人は非常勤
 ※理事, 監事, 評議員:全て非常勤
 ※公共用地課:土地開発公社職員(併任)

社団法人茨城県公害防止協会の概要

1. 援助法人の概要

① 団体の名称	社団法人茨城県公害防止協会	
② 所在地	水戸市元吉田町1736-20	
③ 設立年月日	昭和50年10月1日	
④ 代表者名	会長 渋谷 勲	
⑤ 基本財産・資本金	基本財産 1億円	
⑥ 設立根拠	民法第34条	
⑦ 設立目的・経緯	<p>昭和45年いわゆる公害国会において公害関係諸法令が改正制定され、公害防止推進の方向が明らかにされた。</p> <p>国会に先立って昭和44年8月、県議会においては「公害対策特別委員会」を設置、10回わたる委員会および7回にわたる県内外の実態調査を行い、「公害防止に関する調査報告書」を昭和45年6月に議会に報告。12項目にわたる意見の中の1つに、官民一体となった公害防止組織の設立の必要性について指摘がなされた。</p> <p>公害防止協会はこの時の調査報告書の提言を具体化するとして、昭和47年3月任意団体として設立、発足した。</p> <p>(設立発起人「茨城県商工会議所連合会長 三宅 亮一氏」)</p> <p>昭和50年常陽銀行が基本財産1億円を協会に寄付、これによって社団法人として民法第34条の認可を受けて設立し、現在に至っている。</p> <p>設立の目的～定款第3条 この法人は、公害防止思想の啓発並びに公害に関する調査研究、技術開発及び指導を行うことにより公害を防止し、企業の健全な発展と県民の健康で快適な生活環境の保全に資することを目的とする。</p>	
⑧ 資産状況 18年3月末現在	(単位：千円)	
	金 額	摘 要
流動資産	665,726	現金、預金、未収金等 有形固定資産、出資金等
固定資産	584,397	
投資等	-	
資産合計	1,250,123	
流動負債	70,072	未払金、未払法人税等 退職給与、施設整備引当金
固定負債	241,576	
負債合計	311,648	
正味財産	938,475	

2. 平成17年度事業実績

(1) 事業内容

- ・統合効果を最大限に活かし、効率的・合理的業務運営を図り、経営の健全性の確保に努める。
 - ・環境保全に貢献できる新しい業務分野及び顧客の開拓を図る。
 - ・会員の要求・要望に迅速にこたえることのできる業務体制の確立を図る。
 - ・「茨城県地球温暖化防止活動推進センター」事業として、地球温暖化防止活動促進のため広報研修事業等を実施する。
- 上記4項目を基本目標として、以下の事業を実施した

ア. 環境総合コンサルタント事業

①測定分析受託事業 217件 270,361千円	○工場、事業場、国・公立の機関及び地方公共団体からの排ガス・排水・廃棄物・騒音・振動・臭気の測定分析受託 ○大気汚染の常時監視観測、航空機騒音の監視観測、公共用水域及び地下水の監視観測 ○大気環境測定車みどり号を使用して自動車排ガス測定受託
②調査受託事業 31件 177,420千円	○環境モニタリング調査として自動車競技施設、常陸那珂港・鹿島港関連環境、下水道事務所有害物質等調査、最終処分場環境・施設モニタリング調査の受託 ○廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査受託 ○その他の調査として大気環境及び自動車騒音実態調査、化学物質水質実態調査、霞ヶ浦流入河川流域負荷量実態調査、霞ヶ浦用水農業水利事業関連調査、牛久沼流域事業所排水負荷等実態調査、土壌汚染調査、特定化学物質排出量届出とりまとめ業務、植物・水生生物・トンボ等の自然環境調査、アスベスト分析調査等受託

イ. 広報等環境情報提供事業

①広報誌の発行	○機関誌「公害防止協会だより」を6回発行・配布した
②環境情報提供	○事業所等へインターネットホームページにより環境情報の提供を行った
③会員名簿の発行	○平成17年9月1日現在の会員名簿を作成し配布した

ウ. 環境学習推進事業

①環境行事・環境活動等への参加	○茨城県等が主催する行事に協賛・後援すると共に参加・出展した ・環境月間等の行事（清掃活動） ・霞ヶ浦環境科学センター夏まつり2005 ・茨城県環境フェア（つくばエキスポレスみらい平駅周辺） ○市町村が主催する環境展に協賛・後援すると共に参加・出展した ・ひたち環境フェア2005（日立シビックセンター） ・水戸市環境展（水戸京成百貨店） ・東海村環境フォーラム（東海村文化センター） ○環境学習会等に講師として参加・協力した ・ひぬま流域河川環境調査隊事業 ・東海村水辺の環境学習 ・下妻市水生生物観察会
②茨城県エコ・カレッジ（職域コース）の実施	○13名の参加を得て6月30日開講式と2月2日の閉講式を含めて8回開催した
③環境問題教養講座	○エコ・カレッジのカリキュラムの一部（講義）を環境問題教養講座として、企業・行政関係者等に開放した

エ. 環境管理・環境技術支援事業

①環境マネジメントシステム支援事業	○環境マネジメントシステムの構築を支援するため、事業所に対し随時、資料・情報の提供やアドバイス等を行った
②環境技術支援事業	○県の委託を受け「地球にやさしい技術支援事業」として、省エネルギー、省資源、水質汚濁、大気汚染等の課題を抱える事業所の調査分析を行い、解決策を提案して事業所の環境対策を支援した 4事業所 公害防止2件、省エネルギー2件

オ. 講習・研修事業

①公害防止管理者（水質） 国家試験準備講習会	○公害防止管理者等国家試験の重点講義（水質）を実施した 於：茨城県産業会館研修室 参加者 28名
②地区別環境保全推進担当者研修会	○会員事業所を対象に茨城県鍍金工業組合及び総和町工業会の協力を得て 「茨城県生活環境の保全等に関する条例の施行」 「大気汚染防止法の一部を改正する法律（VOC規制）」について 県内4地区で実施した 参加者 370名
③環境活動の事例発表会	○企業における環境活動の事例発表会及びパネルディスカッションの開催 於：茨城県産業会館大会議室 参加者 100名
④環境保全推進担当者研修会	○会員事業所を対象にアスベストに関する研修会を実施した 於：ホテルレイクビュー水戸 参加者 122名
⑤中小企業振興公社事業の 支援	○茨城県中小企業振興公社が実施した下記講習会を後援した 「環境管理・監査制度対応講習会」 「容器包装リサイクル法対応講習会」 「廃棄物処理法対応・建設リサイクル法対応講習会」

カ. 茨城県地球温暖化防止活動推進センター事業

①地球温暖化防止活動推進 員等研修事業企画委員会	○地球温暖化防止活動推進員に対する研修を実施するにあたり、当企画委員会を4回開催して検討した
②地球温暖化防止活動推進 員等研修事業	○地球温暖化防止活動推進員に対する研修を5回実施した
③普及啓発・広報事業	○12月の「地球温暖化防止推進月間」に市民向け啓発事業として地球温暖化防止市民講座を開催した 「地球温暖化の現状とその影響」 「グリーン購入～私たちにできること」 於：日立シビックセンター 参加者 74名 於：茨城県県南生涯学習センター 参加者 84名
④支援事業	○市町村事業の活動支援や環境保全茨城県民会議との事業共催等、関係団体との連携を図った
⑤情報提供事業	○キャンペーンやイベントのチラシ、パンフレット等を配布しPR・啓発活動を行った
⑥その他関連事業	○国・全国地球温暖化防止センター・各都道府県地球温暖化防止活動推進センターと連携を密にし、会議等において情報収集・情報交換を行った 第1回関東地域エネルギー・温暖化対策推進会議 さいたま市 都道府県温暖化センター連絡会第4回総会 長野県 第2回関東地域エネルギー・温暖化対策推進会議 さいたま市 都道府県温暖化センター連絡会臨時総会 東京都港区 関東地区ブロック会議 さいたま市

キ. その他

①公益信託へ寄付	○公益信託「エコーいばらき環境保全基金」へ寄付 創立30周年記念事業の一環として、茨城県の環境保全や調査、普及啓発活動を支援するため上記基金へ100万円の寄付金を贈呈した
----------	--

(2) 平成17年度収支状況

(単位：千円)

	金額	摘要
事業収入	626,601	
事業外収入	48,375	
雑収入	6,033	
各種引当金戻入	3,478	
出向者負担金収入	5,295	
補助金収入	3,462	
寄付金	30,000	
その他	107	
収入合計	674,976	
事業費	364,504	
管理費	144,769	
諸支出	46,540	
繰入金支出	69,161	
支出合計	624,974	
法人税等	30,583	
収支差額	19,419	
当期末処分損益累積	29,475	

(3) 補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金額	摘要
県等からの出資金	—	
県等からの補助金	3,462	公益事業を推進するための費用の補助
県等からの委託金	217,895	公共用水域水質調査業務他59件
県等からの貸付金	—	
損失補償限度額	—	

3. 平成18年度事業計画

(1) 事業内容

- ・事務の改善と業務の効率化を図り、健全な経営の確保に努める。
 - ・環境保全に貢献できる新たな業務分野の研究開発を図る。
 - ・会員や顧客の要望に応じた質の高いサービスを提供できる体制の確立を図る。
 - ・地球温暖化防止活動を推進するため、普及・啓発、研修事業の充実を図る。
- 上記4項目を基本目標として、以下の事業を実施する。

ア. 環境コンサルタント事業

①測定分析事業の受託	○工場・事業場、国・公立の機関及び地方公共団体が行う排ガス・排水・廃棄物・騒音・振動・臭気・土壌等の測定分析 ○大気汚染、航空機騒音、公共用水域及び地下水の監視・観測 ○自動車排ガスに係る大気汚染物質の測定
②環境調査事業の受託	○環境モニタリング調査 ○廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査等 ○その他大気、騒音・振動、土壌汚染、富栄養化関連調査等

イ. 広報等環境情報提供事業

①広報誌の発行	○「公害防止協会だより」を6回発行して配布する 行政ニュース、環境情報、法令等改正の情報、環境保全に向けての事業者・市町村・団体等の取り組み内容を中心に編集する
②環境情報の提供	○協会ホームページを通して環境に関する最新の情報を提供するとともに、各種研修・講習会・セミナーの案内等を行う
③環境関連図書資料等の配布	○茨城県刊行の環境白書、条例・規程集等の図書・資料を配付する
④会員名簿の発行	○平成18年9月1日現在の会員名簿を発行し、会員に配布する

ウ. 環境学習事業

①環境行事・環境保全活動への参加	○茨城県、市町村及び環境保全団体等が実施する環境行事・環境保全活動に参加、協力する
②茨城県エコ・カレッジ（職域コース）の開催	○対象者 事業所の環境担当者 定員40名 実施時期 平成18年6月～平成19年2月 6回
③環境問題教養講座	○エコ・カレッジ（職域コース）のカリキュラムの一部（講義）をエコ・カレッジ修了者等企業関係者、行政機関の職員、環境関係団体等を対象に、公開講座として提供する

エ. 環境管理・環境技術支援事業

①環境マネジメントシステム支援事業	○事業所を対象に環境マネジメントシステムの構築を支援するため、情報の提供やアドバイスを行う
②地球にやさしい技術支援事業	○省エネルギー、省資源、緑化、大気汚染、水質汚濁等の課題を抱える事業所の調査・分析を行い、解決する方策を提案し、事業所の環境対策を支援する

オ. 講習・研修事業

①国家試験受験準備講習会	○公害防止管理者国家試験受験準備講習会 実施時期 7月（水質部門について開催）
②地区別環境保全推進担当者研修会	○事業所の公害防止管理者等環境保全に従事する者を対象に県内を4ブロックに分けて開催する 実施時期 平成18年10～11月 研修内容 産業廃棄物対策、化学物質対策等を中心とした最新の国及び県の環境情報並びに法令等改正内容について
③その他	○その他環境問題をテーマに講習会、研修会を開催する

カ. 茨城県地球温暖化防止活動推進センターの運営

①地球温暖化防止活動推進員研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ○「推進員」に対し、温暖化対策に関する基礎知識、普及啓発技術向上等の研修を行う 実施時期 平成18年6月～11月 9回実施予定 ○研修事業を効果的に実施するために、「研修事業企画委員会」を開催して、研修内容・方法等の検討を行う
②普及啓発・広報事業	<ul style="list-style-type: none"> ○「省エネキャンペーン」の実施 夏の「クールビズ」、冬の「ウォームビズ」と併せて実施する ○「地球温暖化防止環境フォーラム」の開催 12月の地球温暖化防止推進月間に開催し、県民の温暖化防止活動への取り組みと意識の高揚を図る（講演会とパネルディスカッション） ○「環境にやさしい料理教室」の開催 買い物、料理方法、片づけ等料理を通して、省エネやごみ減量化等身近な環境問題を考え実践を促す 会場：水戸、土浦 ○「温暖化防止広報誌」の発行 地球温暖化防止に関する対策や最新の情報、企業や地域、民間団体等の取り組み、推進員の活動等を内容とする広報誌を年2回発行する
③支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化防止活動推進員の活動支援 推進員が開催する交流会や講演会等に要する経費の補助を行うと共に、会議・研修・交流のための「交流スペース」を整備する ○地球温暖化対策地域協議会設立の支援 地域に密着した温暖化対策を講ずる組織である地域協議会の設立を支援するため、マニュアルの作成、コーディネーターの選定・派遣等を行う ○市町村や諸団体との連携や交流を深めると共に資料・情報の提供を行う
④情報提供事業	<ul style="list-style-type: none"> ○チラシ、パンフレット等の配布、ホームページの活用、貸出用図書整備等を行う
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ○国・県・全国センター及び各都道府県センターとの連携を図り、温暖化防止活動の推進に努める

(2) 平成18年度収支計画

(単位：千円)

	金 額	摘 要
事業収入	586,340	
事業外収入	63,586	
雑収入	1,000	
各種引当金戻入	21,554	
出向者負担金収入	5,500	
補助金収入	3,410	
寄付金	32,000	
その他	122	
収入合計	649,926	
事業費	389,940	
管理費	149,550	
諸支出	43,500	
繰入金支出	51,680	
予備費	17,000	
支出合計	651,670	
法人税等	—	
収支差額	-1,744	
当期末処分損益累積	27,731	

(3) 補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金 額	摘 要
県等からの出資金	—	
県等からの補助金	3,410	公益事業を推進するための費用の補助
県等からの委託金	195,000	公共用水域水質調査業務他
県等からの貸付金	—	
損失補償限度額	—	

社団法人茨城県公害防止協会組織図

平成18年7月1日現在

